

# 工事請負契約に関する設計変更 ガイドラインについて

あなたに、ベスト・ウェイ。



# 1. ガイドライン策定の背景・目的

## 背景：工事内容の変更に係る問題点

- ◇条件明示が統一されていないため、契約変更の判断が発注組織などにより相違がある
- ◇施工条件の確認や、契約変更のために必要となる設計図書の照査の範囲や工事内容の変更等による補助業務の定義が不明瞭
- ◇変更部分の工事費算出の協議の難航
- ◇工事の一時中止の指示が適切な時期に通知されていないケースや、一時中止を通知した後の中止期間における現場の管理方法及び受注者の体制など受発注者間で共通認識がなされていない

## ガイドライン策定の目的

**発注者・受注者双方の認識の共有、円滑かつ公正適切な契約手続き**  
「土木工事請負契約における契約変更の手引き」を策定しHP上で公表  
(平成25年3月より運用)

## 2. ガイドライン改訂の経緯

◇平成25年3月  
「土木工事請負契約における契約変更の手引き」制定

◇平成26年6月  
「公共工事の品質確保の促進  
に関する法律(品確法)」改正

- ✓ 予定価格等の適正な設定
- ✓ 適切な設計変更の実施
- ✓ 歩切りの禁止

◇業界団体との意見交換

- ✓ 共通仕様書等の記述や過去の設計変更における課題について、業界団体と意見交換会を重ね、受注者の観点での意見も集約

◇平成27年1月  
「技術力・マネジメント力向上行動計画」策定・公表

- ✓ 本格的なメンテナンス時代の到来に対応した技術基準や調達制度、受発注者間のコミュニケーションの円滑化と技術者の育成を柱とした取組みについて取りまとめ
- ✓ 上記の取組みの一つとして、設計変更ガイドラインを策定・公表し、交付図書における契約条件の明確化を一層推進

## 2. ガイドライン改訂の経緯

### ◇平成27年1月(改訂)

#### 「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」として改訂

- ✓ 品確法の改正趣旨を踏まえ、**NEXCO東日本としての発注者の責務**をガイドラインに明記
- ✓ 設計変更の判断事例や設計図書照査項目一覧表等の追加
- ✓ 新単価算出方法の見直し(落札率を乗じないケースを設定)
- ✓ 工事一時中止の際に作成する基本計画書に増加概算費用を記載する旨追加
- ✓ 受発注者間のコミュニケーションの推進を追加(三者協議会など)……………など

### ◇平成27年4月(改訂)

#### **割掛項目の数量明示及び割掛項目の検測項目化について追加**

- ✓ 「**割掛対象表参考内訳書**」により**割掛項目の数量を明示**  
※競争参加者の適正・迅速な見積りに資するための資料  
契約書第1条でいう設計図書ではないため、請負契約上の拘束力はない
- ✓ 割掛費用の規模及び変更要因の程度を勘案し、**検測項目として取扱うことが望ましい項目を明示**
- ✓ **条件変更が生じた場合に限り、変更協議の対象とできる旨を記載(受発注者の認識乖離を解消)**

# 2. ガイドライン改訂の経緯

## ◇平成29年7月(改訂)

### 供用中の高速道路における部分使用の手続きを簡略化

現行	改正
<p>①部分使用検査の通知 ②部分使用の協議 ③部分使用検査 ④部分使用同意書の徴収</p> <p>監 督 員</p> <p>工 事 の 受 注 者</p> <p>箇所毎に通知 箇所毎に協議 監督員が調書作成 箇所毎に同意</p> <p>⑤部分使用の報告 月毎に報告</p> <p>監 督 員 → 検 査 責 任 者</p>	<p>①部分使用の協議 ②部分使用同意書の徴収 ③部分使用検査 ④部分使用の報告</p> <p>監 督 員</p> <p>工 事 の 受 注 者</p> <p>検査の通知は廃止 着手前にまとめて協議 着手前にまとめて同意 検査を実施した者が調書作成</p> <p>⑤部分使用の報告 月毎に報告</p> <p>監 督 員 → 検 査 責 任 者 → 契 約 責 任 者</p> <p>月毎に報告 月毎に通知</p>
<p>① 部分使用箇所毎（日毎）に『検査の通知』を行っている。この通知書に記載の部分使用箇所、検査日時に基づき、部分使用検査を実施している。</p> <p>② 部分使用箇所毎（日毎）に『部分使用の協議』を行っている。</p> <p>③ 副監督員、主任補助監督員、補助監督員が、部分使用箇所毎（日毎）に『検査を実施』し、結果を監督員へ報告している。報告を受けた監督員が『調書（日毎）』を作成している。</p> <p>④ 監督員は、月毎に『調書（月毎）』と『調書（一覧表）』を作成し、③の『調書（日毎）』をとりまとめて添付し、検査責任者へ報告している。</p>	<p>● 部分使用検査は、出来形等の工事施工立会い（検査）願に基づく検査と同時に実施されるため、これを兼ねるものとし、工事施工立会い（検査）願の施工箇所、施工日時に基づき、部分使用検査を実施するものとする。これにより『検査の通知』を廃止する。</p> <p>① 工事着手前（または変更時）にまとめて『部分使用の協議』を実施するものとする。</p> <p>② 副監督員、主任補助監督員、補助監督員が、部分使用箇所毎（日毎）に『検査を実施』し、検査を実施した者が『調書（日毎）』を作成のうえ、監督員へ報告するものとする。</p> <p>③ 監督員は、月毎に②の『調書（日毎）』をとりまとめて、検査責任者へ報告するものとし、『調書（月毎）』と『調書（一覧表）』は廃止する。</p>

## 2. ガイドライン改訂の経緯

### ◇平成30年7月(改訂)

### 受発注者間での工事工程の共有及び設計変更に関する判断事例を追記

- ・ 工程共有はクリティカルパスや、施工上の課題とその解決時期・対応者を受発注者間で共有する取組みであり、この促進を図るためにガイドラインに追記。
- ・ NEXCO、業界団体へのアンケート結果より、設計変更等の判断事例の追加要望が多い事から事例を追加

担当者	事項	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
施工者	〇〇工	[Bar]						
	〇〇工		[Bar]					
	〇〇工			[Bar]				
	〇〇工						[Bar]	
発注者	支障物件移設	[Bar]						
	〇〇協議	[Bar]						

## 2. ガイドライン改訂の経緯

◇令和元年7月(改訂)

積算基準の改訂に伴う割掛対象表参考内訳書の改訂

・設計変更ガイドライン【巻末資料③】の改訂

## 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

### 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施

### 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

### 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）</li> <li>施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）</li> <li>適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）</li> </ul> <p>○受注者（下請含む）の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な請負代金・工期での下請契約締結</li> </ul>	<p>○発注者・受注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術の活用等による生産性向上</li> </ul>	<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択</li> <li>災害協定の締結、発注者間の連携</li> <li>労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用</li> </ul>	<p>○調査・設計の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 働き方改革の推進

### 生産性向上への取組

### 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

<p>○工期の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告</li> <li>著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）</li> <li>公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化&lt;入契法&gt;</li> </ul> <p>○現場の処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険の加入を許可要件化</li> <li>下請代金のうち、労務費相当については現金払い</li> </ul>	<p>○技術者に関する規制の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認</li> <li>主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要</li> </ul>	<p>○災害時における建設業者団体の責務の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化</li> </ul> <p>○持続可能な事業環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理責任者に関する規制を合理化</li> <li>建設業の許可に係る承継に関する規定を整備</li> </ul>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

### 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法



# ＜参考＞ 品確法の改正概要

## ◇令和元年6月14日改正公布 公共工事の品質確保の促進に関する法律(改正)

### 《改正の背景》

- ・頻発・激甚化する災害対応の強化
- ・長時間労働の是正などによる働き方改革の推進
- ・情報通信技術の活用による生産性向上 などが急務
- ・工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題

### 《改正の目的》

- ・環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

# <参考>品確法の改正概要

NEXCO

## ●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要 (令和元年6月7日成立、6月14日公布・施行)

### 背景・必要性

#### 1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

#### 3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

#### 2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

#### 4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

### 法案の概要

#### 1. 災害時の緊急対応の充実強化

##### 【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

##### 【発注者の責務】

- ①緊急性に依りて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

#### 2. 働き方改革への対応

##### 【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

##### 【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

##### 【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

#### 3. 生産性向上への取組

##### 【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

#### 4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

#### 5. その他

##### (1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

##### (2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

# 設計変更ガイドラインの内容について

# 3. ガイドラインの構成①

<b>I. ガイドライン策定の背景・目的</b>	
1. 策定の背景	4
2. ガイドライン策定の目的	5
<b>II. 契約変更の定義</b>	
1. 契約変更とは	6
2. NEXCO東日本での総価単価契約	7
3. 契約書類の用語の定義等	7
<b>III. 発注時における留意事項</b>	
1. 条件明示	9
2. 積算上の留意点	13
3. 工期の設定	13
<b>IV. 入札時における留意事項</b>	
1. 入札手続き中の設計図書の見解の解決	16

# 3. ガイドラインの構成②

## V. 契約変更

- 1. 契約変更のフローと関係する条文……………17
- 2. 契約書における契約変更に係る条文の解説……………18
- 3. 設計変更の対象となる具体例……………34
- 4. 設計変更の対象とならない具体例……………36
- 5. その他の受発注者間の手続きについて……………37

## VI. 工期・請負代金額の変更方法

- 1. 工期の変更方法……………39
- 2. 請負代金額の変更方法……………40
- 3. その他(仮設・任意の取り扱いについて)……………57

## VII. 受発注者のコミュニケーションについて

- 1. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)……………58
- 2. ワンデーレスポンス……………59

## ～巻末資料～

- ① 設計図書の照査項目一覧表
- ② 設計変更に関する判断事例
- ③ 割掛対象表参考内訳書(作成例)

# I. ガイドライン策定の背景・目的(1)

## ◇発注者の認識

発注者として、品確法等の改正趣旨を踏まえ、ダンピング対策、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手確保・育成等の重要課題を十分認識のうえ業務に取り組む必要がある

### (1)公共工事の品質確保の促進に関する法律(第三条・基本理念)

- 1 **公共工事の品質は**、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに**公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たす**ことにより、**現在及び将来の国民のために確保**されなければならない。
- 10公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、**公共工事における請負契約(下請契約を含む)の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し**、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、**公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善**されるように配慮されなければならない

GL-P4~5参照

# I. ガイドライン策定の背景・目的(2)

## (2)公共工事の品質確保の促進に関する法律(第七条・発注者の責務)

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約相手先の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

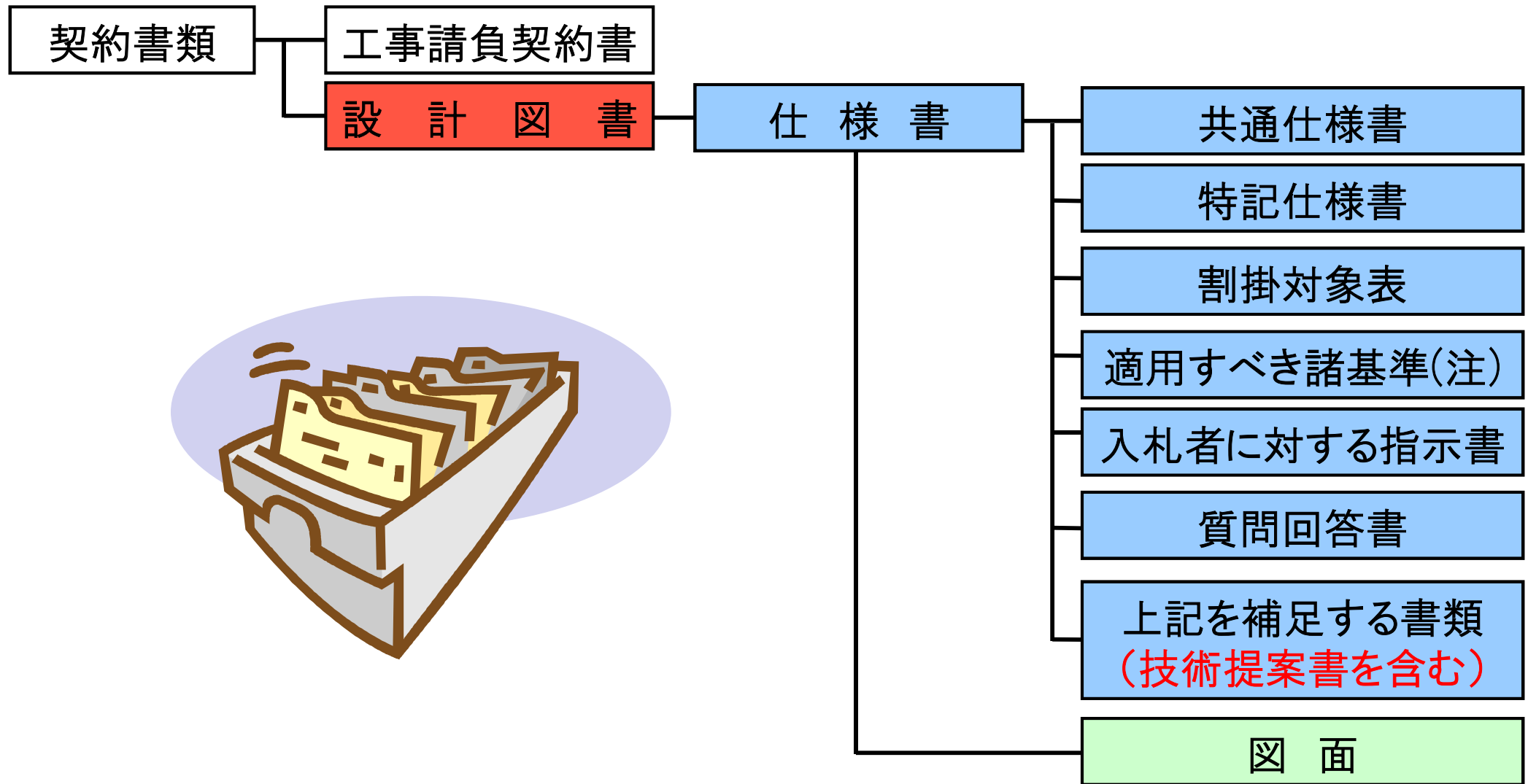
一 公共工事を施工するものが、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

# Ⅱ. 契約変更の定義・・・用語の定義等(1)

## ■工事請負契約における契約書類の体系・・・設計図書とは？

GL-P8参照





## Ⅱ. 契約変更の定義・・・用語の定義等(2)

第1条 **発注者及び受注者は**、頭書の工事の請負契約に関し、この工事請負契約書(以下「**契約書**」という。)並びに別冊の図面及び仕様書(「〇〇工事共通仕様書」(東日本高速道路株式会社)にいう仕様書をいう。以下これらの**図面**及び**仕様書**を「**設計図書**」という。)に**従い**、日本国の法令を遵守し、この**契約**(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を**履行**しなければならない。



**「契約書」と「設計図書」は、  
契約上の拘束力を有する書類**



# Ⅲ. 発注時における留意事項(1)

## ◇条件明示

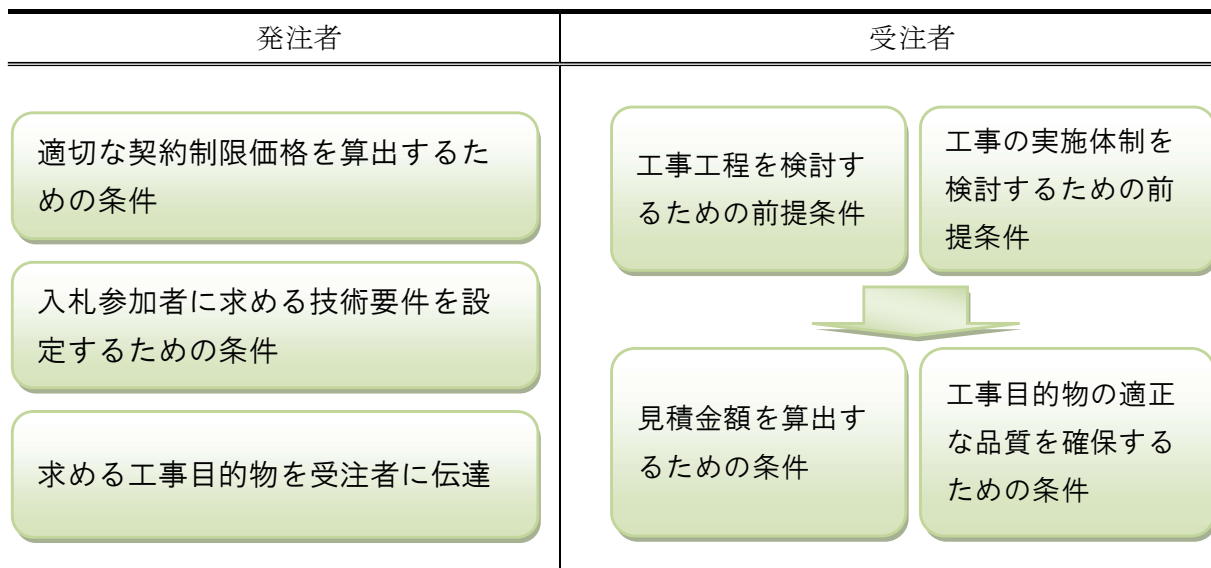
受発注者双方から見た条件明示の必要性と条件明示の事例を記載

### ガイドライン記載内容(要旨)

発注者:積算の前提条件

受注者:工事工程・体制等の判断基準。見積額を算定する条件。

契約後に、受発注者間で設計変更に関する認識に齟齬が生じることがないように、適切な条件明示を行い受発注者間の共通認識とすることが必要。



# Ⅲ. 発注時における留意事項(2)

ガイドライン記載内容(要旨)

GL-P9~10参照

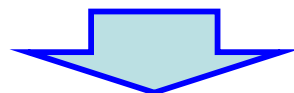
契約条件(施工条件)を明確にすることにより、仮に契約後に工事内容の追加変更が生じた場合または工期の変更が必要となった場合において、受発注者のどちらの責により変更が発生したか責任の所在が明確となり適切な契約変更が行える

明示項目	条件明示事例(対象項目がある場合に記載)
工程関係	施工時期、施工時間等の制約、関係機関との協議状況等(7項目)
用地関係	工事用地等の未処理部分の場所・範囲・処理見込み時期等(4項目)
公害関係	工事に伴う公害防止(騒音・振動等)のための施工方法・作業時間の指定等(4項目)
安全対策関係	交通誘導員の配置等(5項目)
工事用道路関係	資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間の制限、仮道路の設置等(2項目)
仮設備関係	仮設備の構造や施工方法等(3項目)
建設副産物関係	建設副産物、建設廃物の処理方法、処理場所等(3項目)
工事支障物件等	支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等(2項目)
薬液注入関係	設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量・延長、注入量等(2項目)
その他	支給材・貸与品等の品名・数量・規格等、部分引渡しの箇所・時期等(10項目)

## Ⅲ. 発注時における留意事項(3)

### (1) 割掛項目の数量明示

◆従前の設計図書(仕様書・図面)では、割掛項目の仕様・数量等の詳細把握が困難なため、『割掛対象表参考内訳書』を作成し数量を明示するとともに、必要に応じて、割掛内容を平面図に表示した『割掛平面図』等を作成することにより割掛項目の明示に努めることとした



#### ポイント(補足)

これらの割掛項目の数量明示は、設計図書に明示した条件により**発注者が必要と考**えた**付属的な仮設物等の間接的な工事の内訳**であり、発注者が指定仮設物として指定したものの**以外**は、**受注者の責任において定め施工**するものである。

このことから**条件変更が生じない場合は、変更協議を伴うものではなく、数量明示は受発注者の認識乖離を解消するとともに見積額の精度向上に期するものである。**

GL-P11参照

# Ⅲ. 発注時における留意事項(4)

## (2) 工事の進捗段階に応じた変更

発注者は、割掛対象表により工事を施工するために必要な割掛項目を明示し、割掛対象表参考内訳書により数量明示する。

受注者は、発注者が示した割掛項目の目的を達成するために必要な施工方法等を受注者自らの考えにより検討(受注者の任意)し、その施工内容・施工方法を施工計画に明示するよう努めるものとする。

工事の進捗に応じて協議や現地条件の変更により、工事目的物が変更となる場合や、割掛項目を計上する前提となった施工条件が変更となった場合は、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。なお、この変更は既存の割掛項目を含んだ単価の廃止と新規の割掛項目を含んだ単価の作成が必要となる。

ただし、割掛とは工事目的物を施工するために間接的に要する準備・仮設等の工事費であり、使用材料・施工方法等は受注者の任意であることから、条件変更がない場合の割掛項目の数量増減や使用材料・施工方法等の変更は変更協議の対象とならない。

# Ⅲ. 発注時における留意事項(5)

## (3) 割掛項目の検測項目化

検測項目化は、現場条件や関係機関協議等により大きく変動する可能性がある項目を基本とし、項目ごとの工事費や変更の可能性を勘案のうえ設定する。

- ◆ 検測項目とする場合は、契約単価項目を設定するとともに、図面、仕様書の作成を行う。
- ◆ 検測項目とした場合は、条件変更により変更が生じた場合は、工法変更の手続きを行う。

～検測項目化を図ることが望ましい項目の一例～

- **工用道路**(道路の仕様や使用期間等で大きく変動する可能性があるもの)
- **工用道路維持補修**(現場状況により大きな乖離発生する可能性があるもの)
- **迂回道路**(施工方法や施工条件、協議等で大きく変更になる可能性があるもの)
- **工用仮橋**(条件変更に伴い設置期間等が大きく変更になる可能性があるもの)
- **河川、水路の切回し**(締切・迂回)(条件変更に伴い大きく変動する可能性があるもの)
- **沈砂池**(水路の切回し状況により構造、仕様、設置箇所が大きく変動する可能性があるもの)
- **坑内仮排水設備**(湧水量の増減により設備の規模が大きく変動する可能性があるもの)
- **土質等試験**(頻度、規模が大きく変動する可能性があるもの)

# Ⅲ. 発注時における留意事項(6)

## 割掛対象表参考内訳書(1/7) (明示例)

### 【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
工事用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 機種－重量●t－●台－●往復 運搬距離●km(片道)	
工事用機械分解組立費	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	ブルドーザー ●t級を超え●t級以下－●台－●往復 バックホウ系 山積●m <sup>3</sup> を超え●m <sup>3</sup> 以下－●台－●往復 クローラー系 ●t吊超●t吊以下(クラム平積●m <sup>3</sup> 超●m <sup>3</sup> 以下)－●台－●往復 トンネル用機械－●台－●往復 運搬距離●km(片道)	
仮設材運搬費	仮設材(仮橋、鋼矢板、H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	運搬距離●km(片道) ただし、特殊仮設材(◆◆)については、◆◆県からとする。	

## Ⅲ. 発注時における留意事項 (7)

### ◇積算上の留意点

工事目的物の品質が確保されるよう、施工条件を適切に反映した積算を実施することとし、**積算基準を適用することが適当でない場合は見積り等を活用する**

### ↳ガイドライン記載内容(要旨)

#### ◇施工条件の適切な設定

発注者は、発注前に工事の施工範囲について現地踏査を行い、その結果に基づき、**特記仕様書に現地条件を明記**するとともに、現地条件を適切に反映した積算を実施しなければならない。

#### ◇積算基準の適切な運用及び適用できない場合の見積等の活用

工事の規模、現地条件等により標準歩掛りを適用することが不合理と考えられる場合は、積算基準を勘案のうえ施工実態調査や見積りにより別途積算するものとする。また、施工条件等が特殊で積算基準を適用することが適当でない場合は、入札手続きの過程で入札参加者より見積りの提出を求め、契約制限価格に反映させる方式もあるため、これらを活用し適切な契約制限価格を設定する必要がある。



# IV. 入札時における留意事項

## IV. 入札時における留意事項

**発注者は**、設計図書に対する質問が出された場合は適切に対応すること、回答は「質問回答書」として設計図書の一部となる。

**入札参加者は**、契約書、設計図書の内容及び現場を把握のうえ、入札に臨まなければならない。

### ガイドライン記載内容(要旨)

#### ◇入札手続き中の設計図書の疑義の解決

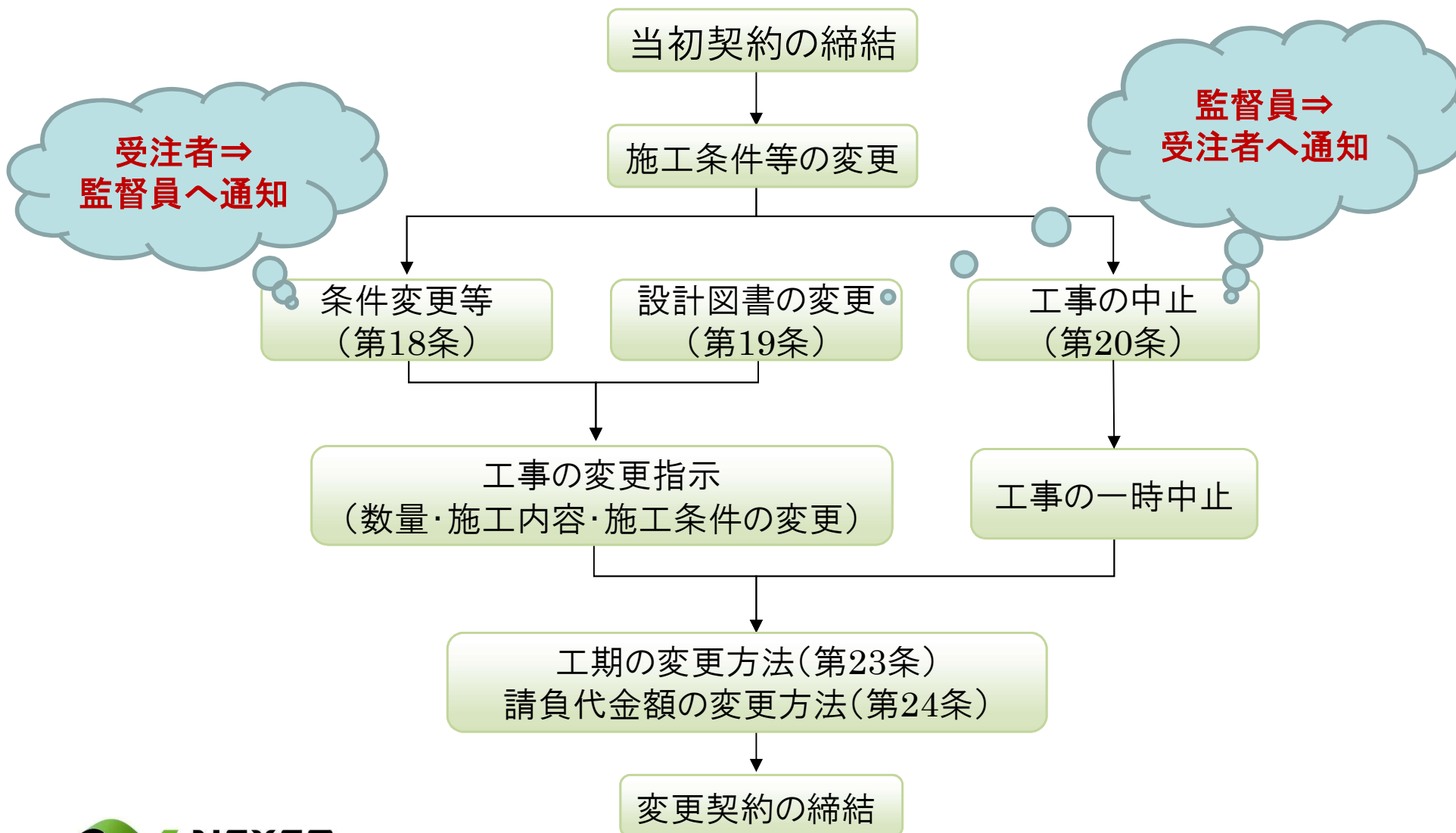
入札手続きにおいて、提出された質問とその回答は「質問回答書」として、設計図書の一部となり、契約締結後に受発注者を拘束する契約書類となる。

入札参加者は、契約書、設計図書の内容及び現場を把握のうえ、入札に臨まなければならない。

設定歩掛等で設計金額(契約制限価格)の算出に直接係る質問への回答は、入札談合防止法に抵触する恐れがあるため、回答を控えるものとする。

# V. 契約変更(1)

## 契約変更のフローと関係条文



# V. 契約変更(2)

## ◇契約書の条文解説・・・書面主義一

現地条件の変更等により契約内容に変更が生じる場合は、書面により行うことが規定されている

### ガイドライン記載内容(要旨)

GL-P18参照

#### (総則) 第1条第5項

契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

当初契約内容の変更や追加が生じた場合は、発注者が「工事変更指示書」等を出し、工事の内容変更とともに、新単価・工期変更協議対象の有無を指示することとなっている(共通仕様書1-32「工事の変更等」)。

しかし、工事変更指示書等が適切に発出されずに工事の施工が行われ、変更に係る受発注者の認識のずれが、最終設計変更における費用計上の問題へと繋がっている事例もあるため、書面にして受発注者間で確認する必要があることを明記。

ただし、緊急を要する場合等で監督員が受注者に対して口頭指示をおこなった場合、監督員からの書面による通知がない場合は、その口頭指示から7日以内に書面で、監督員にその指示等の内容の確認を求めることができる。

# V. 契約変更(3)

## ◇設計図書の照査

照査の範囲を超える具体例12項目と巻末に「設計図書の照査項目一覧表」を掲載。

### ガイドライン記載内容(要旨)

GL-P18~19参照

GL-P60~64参照

#### 《照査の範囲を超える具体例》

- (1) 現地測量の結果、大幅な横断の変更が生じ、横断図を新たに作成する必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、受注者の都合により作成したものは除く。
- (2) 施工の段階で判明した大幅な推定岩盤線の変更に伴い横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- (3) 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- (4) 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- (5) 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- (6) 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

# V. 契約変更(4)

## ガイドライン記載内容(要旨)

GL-P19参照

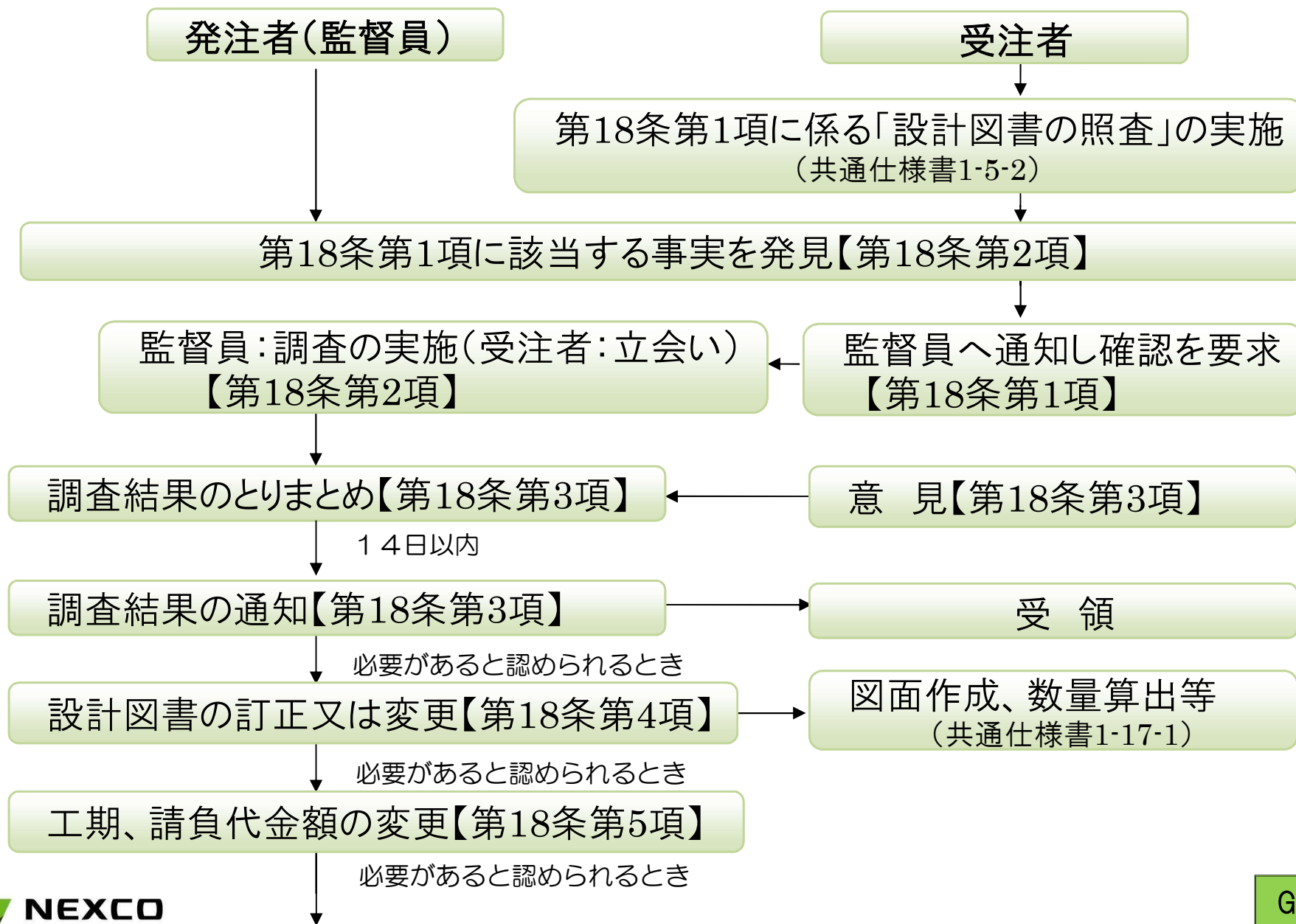
### 《照査の範囲を超える具体例》

- (7) **基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。**
- (8) **土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。**ただし、受注者が提案し監督員が承諾して採用した工法の比較検討は除く。
- (9) 「設計要領」「各種示方書」等との変更適用に伴う修正設計。
- (10) **構造物の応力計算を伴う照査。**
- (11) **舗装補修工事の縦横断設計。**(当初の設計図書において縦横断図面が示されており、その修正を行う場合とする。)
- (12) **新たな工種追加により必要となる構造計算及び図面作成**



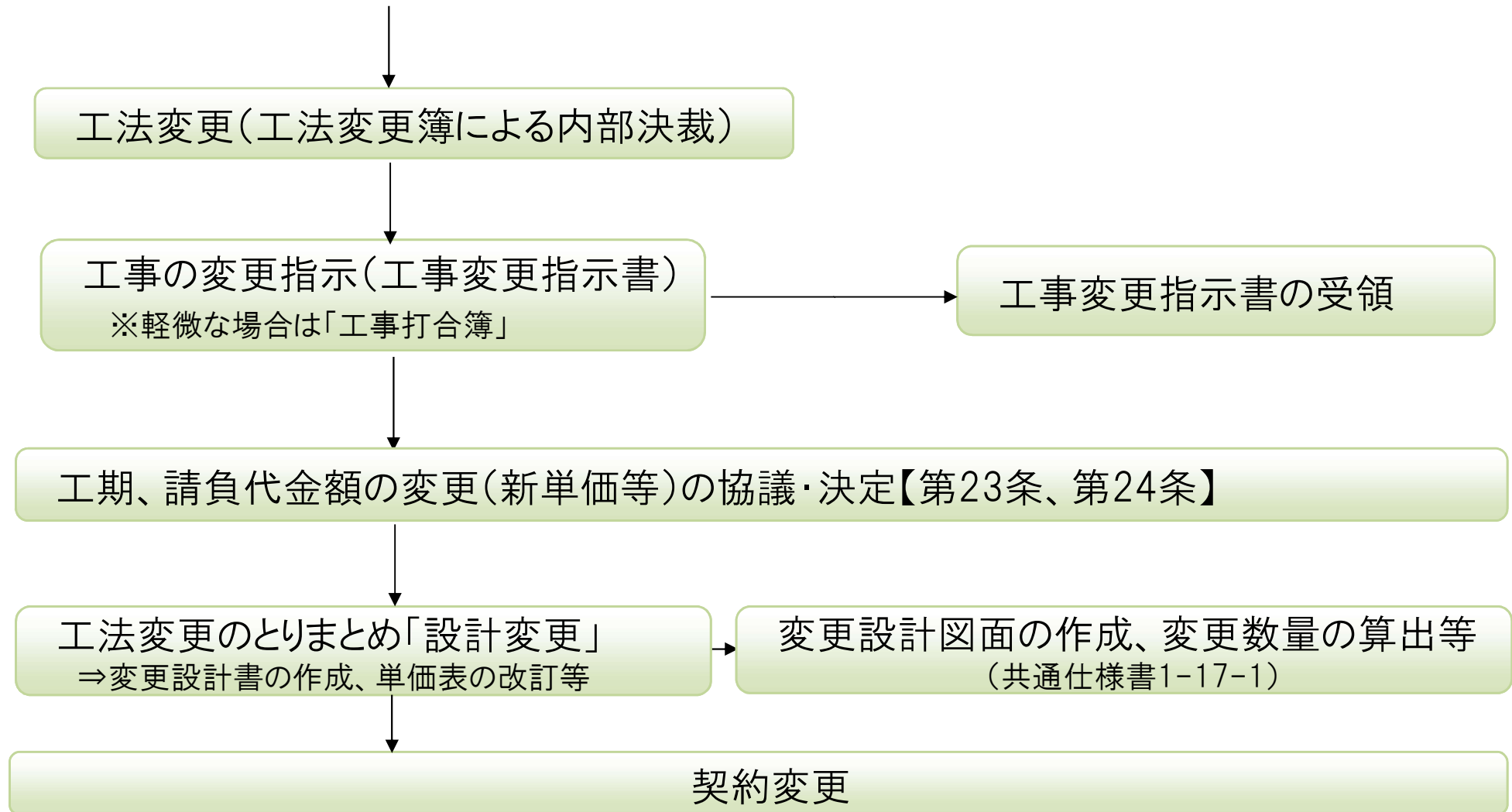
**照査の範囲を超える事項を指示した場合は発注者が費用負担する**

# <参考> 契約書第18条(条件変更等)関係の手続き



# <参考> 契約書第18条(条件変更等)関係の手続き

NEXCO



# V. 契約変更(5)

## ◇工事内容の変更等の補助業務

受注者の負担で実施すべき補助業務の内容について、共通仕様書の記載内容の補足説明を記載。

### ガイドライン記載内容(要旨)

GL-P22参照

#### 共通仕様書1-17-1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、契約書第18条及び第19条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

##### (1) 工事材料に関する試験調査

施工管理要領に規定される品質管理基準に含まれる試験を示す。

##### (2) 測量等現地状況の調査

共通仕様書1-5-2に基づく現場地形図を作製するための測量調査等を示す。

##### (3) 設計、図面作成及び数量の算出

監督員より条件変更に関連する調査結果の通知と設計図書の変更または訂正に係る通知を受けた場合の作業を示し、その範囲は、現地取り合いに係る軽微な図面変更程度のものとする。



# V. 契約変更(6)

## ガイドライン記載内容(要旨)

GL-P22参照

### (4) 観測業務

軟弱地盤等での動態観測における施工計画書の作成、地表面沈下板の観測、報告書の作成を示す。

### (5) 施工方法の検討

条件変更に伴い施工方法の変更が生ずる場合に行う概略の工法比較資料の作成で、工法選定の基礎となる作業を示す。

### (6) 変更設計図面の作成

工事目的物の変更を反映した変更設計図面の作成を示す。

### (7) その他資料の作成及び上記に準ずる作業

『その他資料の作成』とは、上記(1)～(6)を補助する資料の作成を示す。



**補助業務の範囲を超える事項を指示した場合は発注者が費用負担する**

# V. 契約変更(7) - 工事一時中止 -

## ◇発注者の中止指示義務

発注者は、工事用地等の確保が出来ない場合や天災等により受注者が工事を施工できないと認められる時は、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部を一時中止させなければならない。(契約書第20条)

### ガイドライン記載内容(要旨)

GL-P23参照

## (A)受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合

- ① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合。
  - 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなかったため(契約書第16条)
  - 設計図書と実際の施工条件の相違または設計図書の不備が発見(契約書第18条)
- ② 自然的または人為的な事象のため工事を施工できない場合。
  - 埋蔵文化財の発掘・調査、反対運動等の外的要因
  - 地形等の変動、反対運動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為

# V. 契約変更(8) - 工事一時中止 -

## ガイドライン記載内容(要旨)

GL-P23~25参照

### ③特記仕様書に特別な定めがある日を超過したために工事を施工できない場合

- プラント敷地や敷材保管場所など発注者が使用させる敷地使用可能時期の遅延
- 自工区外盛土場や土取場などの着手可能時期の遅延
- 関連する諸施設の管理者との協議完了時期の遅延(使用可能時期、撤去移設時期)
- 河川内等の施工時期や部分引渡時期の遅延

「工事を施工できないと認められるとき」とは客観的に認められる場合を意味し、発注者または受注者の主観的判断によって決まるものではない。従って、「工事を施工できないと認められるとき」は、工事工程への影響の有無に係らず工事の中止を命じなければならない。

### (B)工事一時中止に伴う、現場代理人等の取扱いについては以下のとおり。

- 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間は、原則として常駐・専任を要しない。(共通仕様書1-7-2(1) 4)、1-7-2(2) 5))
- 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合は、技術者の途中交代が認められる。(共通仕様書1-7-3 5)②)

# V. 契約変更(9) - 工事一時中止 -

## ◇工事現場の保全・管理に関する基本計画書

監督員が工事の一時中止を通知した場合に、受注者が提出する「基本計画書」に**増加概算費用を記載**し、受発注者間で確認する

### ガイドライン記載内容(要旨)

GL-P24~25参照

#### 基本計画書の作成及び提出

基本計画書は、一時中止指示時点で**一時中止期間の工事現場の体制や保全管理方法、再開に備えての方策、一時中止に伴い発生する増加概算費用について、受発注者間で確認**することで、受発注者間の認識の相違が生じないようにすることを目的に作成するものとする。

基本計画書は、増加費用の算定の根拠資料となるものであり、一時中止期間の変更や工事内容の変更など**基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更基本計画書を発注者に提出**するものとする。

# V. 契約変更(9) –スライダー–

## ◇賃金または物価変動に基づく請負代金額の変更(契約書第25条)

発注者及び受注者は契約締結後の物価水準等の変動により当初の請負代金額が不相当と認めた場合に、相手方に請負代金額の変更を請求できる

ガイドライン記載内容(要旨)

GL-P28参照

### 【スライド条項の種類】

- (1)全体スライド……契約後12月を経過したのちの賃金水準及び物価水準の変動  
(第25条第1～4項)
- (2)単品スライド……特別な要因による主要な工事材料の価格水準の変動  
(第25条第5項)
- (3)インフレスライド……予期することのできない事情による賃金水準及び物価水準の変動  
(第25条第6項)

現在は全てのスライド条項が適用可能

# V. 契約変更(9) –スライド–

GL-P29参照

		全体スライド (25条1～4項)	単品スライド (25条5項)	インフレスライド (25条6項)
適用対象工事		<b>工期が12ヶ月を超える工事</b> ※12ヶ月以上経過時点で残工期が2ヶ月以上ある場合に請求可能(実質は14ヶ月以上の工期)	<b>すべての工事</b>	<b>スライド協議の請求日に残工期が2ヶ月以上あるすべての工事</b>
条項(適用)の趣旨		長期間の工事における通常予見不可能な価格の変動に対する措置	特別な要因により主要な工事材料の著しい価格の変動に対応する措置 (単年度工事など全体スライドの対象とならない工事にも適用できる補完的措置)	賃金等の急激な変動に対する措置 (単年度工事など全体スライドの対象とならない工事にも適用できる補完的措置)
請負代金額の変更方法	対象	請求後の基準日における残工事量に対する <b>労務単価・工事材料等</b> 【価格水準全般の変動】	部分払いを行った出来高部分を除く全ての <b>工事材料</b> (鋼材類・燃料油類・アスファルト類等) 【特定の資材価格の急騰変動】※請求・協議により全材料が対象となる。	請求時(基準日)の残工事量に対する <b>労務単価・工事材料等</b> 【価格水準全般の変動】
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (ただし、全体スライドと併用の場合、全体スライド適用期間における負担はなし。インフレスライドとの併用の場合も同様)	残工事費の1.0% ※1%は契約書29条不可抗力条項に準拠したもの(経営上最小限度必要な利益を損なわない)
	再スライド	可能 (全体スライド請求後、変動があれば12ヶ月経過後に再請求が可能)	なし(不要) (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内すべての資材を対象に最終数量確定後にスライド額を算出するため、再スライド請求を必要としない)	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用が可能)
これまでの事例		ほぼ経年的にあり	<b>平成20年6月より適用</b> (過去には昭和55年の実施)	昭和46年に運用通知 (第1次石油危機当時) <b>平成24年2月被災三県適用</b> <b>平成26年2月より全国適用</b>

# V. 契約変更(10) - 設計変更の対象となる例 -

NEXCO

## ◇設計変更の対象となる具体例

契約書第18条・19条に該当する、設計変更の対象となる具体例

(1) 図面と仕様書が一致しないこと  
(契約書第18条第1項の一)

《解説》 図面、共通仕様書、特記仕様書との間に相違がある場合は、**特記仕様書、  
図面、共通仕様書の順に優先**すること。【共通仕様書1-4-2】

GL-P34参照

### 【事例】

① 仕様書と図面で材料の名称、寸法、規格等の記載が一致しない。

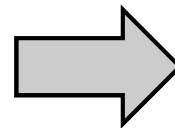
# V. 契約変更(11) - 設計変更の対象となる例 -

## (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (契約書第18条第1項の二)

《解説》 受注者は、設計図書が誤っていると思われる場合又は表示すべきことが表示されていない場合は、信義則上、これらの点を発注者に確認すべきとしたものであり、発注者はそれが本当に誤っている場合には、設計図書を訂正する必要がある。

### 受注者

契約書第18条第1項の二の規定に基づきその旨を直ちに監督員に通知



### 発注者

契約書第18条第4項、第5項の規定に基づき、必要に応じて設計図書を訂正・変更



契約書第23条、第24条の規定に基づく、工期、請負代金額の変更の協議・決定

### 【事例】

GL-P34参照

- ①条件明示する必要があるにも係わらず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ②設計図書に示されている施工方法では、条件明示されている土質に対応できない。
- ③設計図書に記載されている材料の規格が間違っている。
- ④設計図書に使用材料の規格が記載されていない。
- ⑤図面、仕様書に設計条件又は施工方法に係る必要事項が記載されていない。
- ⑥条件明示する必要があるにも係わらず、交通保安要員についての条件明示がない。
- ⑦図面に設計寸法の明示がない。



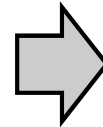
# V. 契約変更(12) - 設計変更の対象となる例 -

## (3) 設計図書の表示が明確でない場合 (契約書第18条第1項の三)

《解説》 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのこと。この場合においても受注者が勝手に判断して施工することは不適當である。

### 受注者

契約書第18条第1項の三の規定に基づき条件明示が不明確な旨を直ちに監督員に通知



### 発注者

契約書第18条第4項、第5項の規定に基づき、必要に応じて設計図書を訂正・変更



契約書第23条、第24条の規定に基づく、工期、請負代金額の変更の協議・決定

### 【事例】

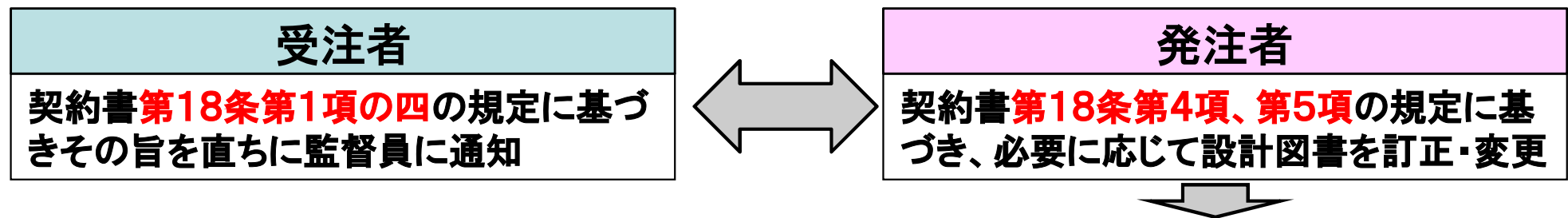
GL-P34参照

- ①土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。
- ②使用する材料の規格(種類、強度等)が不明確な場合。
- ③水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない。
- ④用地買収が未了との記載はあるが、着工見込み時期の記載がない。
- ⑤図面と工事数量総括表の記載事項が一致しない。
- ⑥仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない。

# V. 契約変更(13) - 設計変更の対象となる例 -

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第18条第1項の四)

《解説》 「自然的条件」とは、地質、湧水等の状態、地下水の水位などがあり、「人為的条件」には、地下埋設物、地下工作物、土取場、自工区外盛土場、工事用道路の指定等がある。



契約書第23条、第24条の規定に基づく、工期、請負代金額の変更の協議・決定

## 【事例】

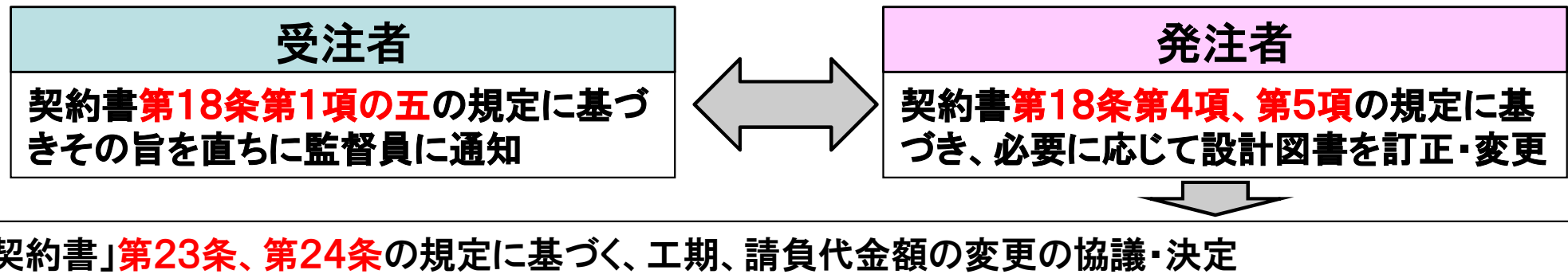
GL-P34~35参照

- ① 設計図書に明示された土質(地形)や地下水位が現地条件(現場)と一致しない。
- ② 設計図書に明示された地盤高が工事現場(の地盤高)と一致しない。
- ③ 設計図書に明示された地下埋設物の位置が工事現場と一致しない。
- ④ 設計図書に明示された交通保安要員の人数等が規制図と一致しない。
- ⑤ 第三者機関等による制約が課せられた場合。
- ⑥ 設計図書の訂正・変更で現場条件と一致しない場合

# V. 契約変更(14) - 設計変更の対象となる例 -

(5)設計図書で明示されていない施工条件について**予期することのできない特別の状態**が生じた場合(契約書第18条第1項の五)

《解説》自然条件、人為的条件について設計図書に明示しておらず、しかも周辺の状況からして**当初から予期することのできない特別な状態が事後的に生じ**、当初の施工条件と異なる場合などが想定される。なお、予期することができていたのに設計図書に条件として定められていなかったものについては、設計図書に誤謬があるとして第一号の適用を受ける。



## 【事例】

GL-P35参照

- ①(施工中に)埋蔵文化財が発見され、調整が必要となった。
- ②工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった。

# V. 契約変更(15) - 設計変更の対象となる例 -

## (6) 発注者が必要と認め、設計図書を変更する場合 (契約書第19条)

### 《解説》

- ・原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者が設計図書の変更を任意に行えることとしている

### 【事例】

GL-P35参照

- ① 地元調整、関係機関協議の結果、施工範囲、施工内容、施工日・時間の変更を行う場合。
- ② 新たに(同時に)施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。
- ③ 警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により施工内容の変更、工事の追加を指示する場合。
- ④ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合。
- ⑤ 使用材料を変更する場合。
- ⑥ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。
- ⑦ 隣接工事との調整で、交通整理員の人数を変更する場合。
- ⑧ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設(共通仮設費の率計上分以外)を必要と判断し追加する場合。
- ⑨ 適用する設計要領等を変更する場合

# V. 契約変更(16) – 設計変更の対象となる例 –

NEXCO

(7)受注者が自らの負担で実施すべき「設計図書の照査範囲」を超える場合

《解説》 土木工事共通仕様書1-5-2「設計図書の照査」には、応力計算を伴う照査まで求めるものではない。  
ガイドライン『V. 2. 2.2(4)「設計図書の照査の範囲を超えるもの」』参照

# V. 契約変更(17) –設計変更の対象となる例–

## (8) 受注者の都合により材料確認又は施工の確認等に係る承諾願が提出された場合

### 《解説》

GL-P35～36参照

- ・ 受注者の都合により材料確認願又は施工の確認等に関する確認願が提出された場合、設計図書(設計図面・仕様書)に示す工事目的物の形状寸法や材料規格が同等以上と判断されるものについて、しかるべき理由があり、特段支障が無い時は、確認し工事目的物の変更を行うケースがある。  
この場合、設計図書と工事目的物は同一のものでなければならないことから、工法変更により設計図面や仕様書を変更するとともに、既契約額を上限とした新単価を設定する。
- ・ 上記の承諾等の手続きは、受注者の都合に配慮した行為であるが、最終設計変更図は、工事完成図に反映され管理段階の維持修繕業務や改良工事、将来の拡幅工事等に使用される重要なものであり、適切かつ正確に記載しなければならないため、記載漏れ防止のためにも工法変更手続きが必要となる。  
なお、コンクリートにおける混和剤基準の一部変更など、将来、管理上影響がないと認められるものは、この限りではない。

# V. 契約変更(18) – 設計変更の対象となる例 –

NEXCO

(9) 工事の全部又は一部の施工について監督員が**一時中止を指示**した場合(契約書第20条)

## 《解説》

GL-P36参照

- 受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、**受注者が工事を施工できないと認められるときは**、監督員は「契約書第20条」の規定により工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。  
**⇒発注者の中止義務**
- 監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、受注者から中止期間中の増加費用の負担について発注者に協議があり、かつ必要がある場合と認められるときは、増加費用の負担を行う。

# V. 契約変更(19) –設計変更の対象となる例–

NEXCO

## (10) 賃金又は物価の変動により請負代金が不相当となった場合

《解説》 発注者又は受注者は、工期内で請負締結の日から12カ月を経過した後に賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不適用と認めた場合、相手方に対して請負金額の変更を請求できる。(スライド条項)

GL-P36参照

## (11) 第三者等への災害防止のため受注者判断で緊急やむを得ずその対応をした場合

《解説》

- ・受注者は、災害防止のため「臨機の措置」をとった場合、その対応内容を発注者に直ちに通知する。
- ・発注者は、受注者が要した費用のうち、必要と認めた部分について負担を行う。

GL-P36参照



# V. 契約変更(20) **— 設計変更の対象とならない例 —**

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。 GL-P36～37参照

ただし、契約書第26条「臨機の措置」で対応するような災害時等の緊急性を要する場合はこの限りではない。

(1) 契約書類に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、**受注者が独自に判断して施工を実施した場合。**

➤ 受注者は、契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し、確認を求める。

(2) 発注者との**協議が整う前に施工を実施した場合**

➤ 契約書第18条第3項の規定により、発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知することになっており、速やかな通知は発注者の責務である。

(3) 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められた**所定の手続きを経ていない場合**(契約書18条～24条、共通仕様書1-32～35)

➤ 発注者及び受注者は、協議・指示、工事の変更、一時中止、請負代金額の変更など所定の手続きを行う。

(4) **書面によらない場合**(口頭のみでの指示など)

➤ 口頭指示のみであったために設計変更ができない事態が生じる責任は監督員にある場合が多い。監督員は真にやむを得ない場合を除き口頭の指示は行わない。口頭指示を行った場合は速やかに文書により通知を厳守し、信頼関係の喪失と紛争の防止に努めなくてはならない。

# <参考>設計変更に関する判断事例・・・巻末に掲載

事例は、当社発注の工事において設計変更の妥当性に迷った事例を収集し、その変更の際しての考え方について整理したものである。ただし、各工事においては、事例に示される内容と条件も相違するため、**事例に示された内容に類似しているからといって変更して良いということではなく、条件変更に合致していることを確認のうえ、設計変更の判断が必要となる。**

設計変更に関する判断事例(1/5)

GL-P65~71参照

No.	工種等	事例	考え方の整理
1	土工 運搬	積算基準による運搬時間と実態の運搬時間に乖離があった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初計画に対する条件変更の要因が生じていることの整理が必要。</li> <li>・条件変更があり実績値を採用する場合は、道路の交通環境等を十分に調査し、月別、曜日別、時間帯別の要因を踏まえた適正値の把握が必要。</li> </ul>
2	土工 硬岩 発破	硬岩掘削で発破の制限を受けた(主要道路から50mの範囲は発破ができない)ことから、硬岩掘削を機械掘削(ビッカー+ブレーカー併用(積算基準がない工法))に変更した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用できる積算基準がない場合に、実績で積算することは必然。</li> <li>・主要道路から50m範囲の発破不可は、当初から折り込むべき事象であり、発注時における施工条件等の十分な整理が必要。</li> <li>・施工性、経済性を比較のうえ工法を選定すること。</li> </ul>

**全36事例**  
↓  
**H30.7**  
**43事例**  
**(7事例追加)**

# V. 契約変更(21) —その他の受発注者間の手続きについて—

GL-P37~38参照

## 共通仕様書 1-49-2 部分使用検査

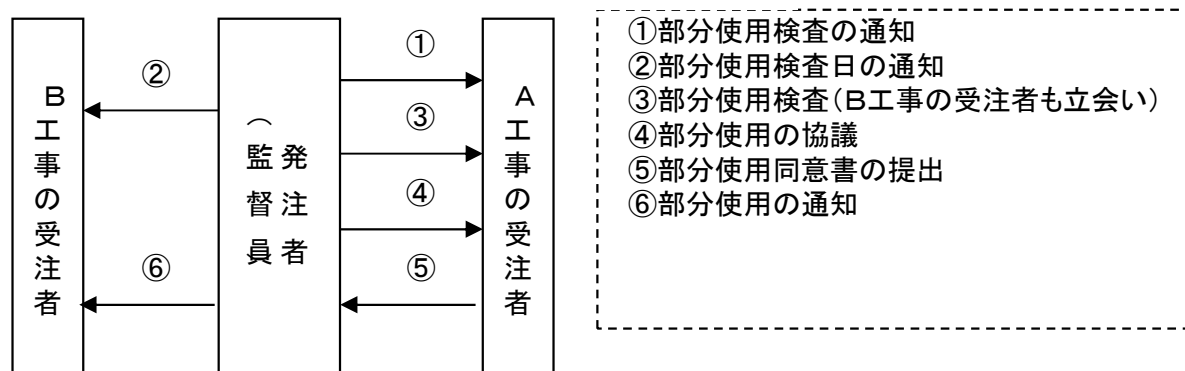
・監督員は、前項の規定に基づき部分使用の必要が生じたときには、受注者の立会いの上、当該工事目的物の出来形の検査を行うものとする。この場合において受注者は、当該工事目的物の出来形調書を作成し、監督員に提出するとともに、その他検査に必要な資料、写真等を準備し、また必要な人員、機材等を提供するものとする。なお、監督員は自らの代行として、検査を実施するものを指名することができるものとする。

## 共通仕様書 1-49-3 部分使用の協議

・受注者は、部分使用の協議に同意した場合は、部分使用同意書(様式第17号)を監督員に提出するものとする。

(1)当該工事(以下、「A工事」という。)の工事目的物を他の工事(以下、「B工事」という。)が使用する場合で、両工事の監督員が共通の場合。

《部分使用の流れ》

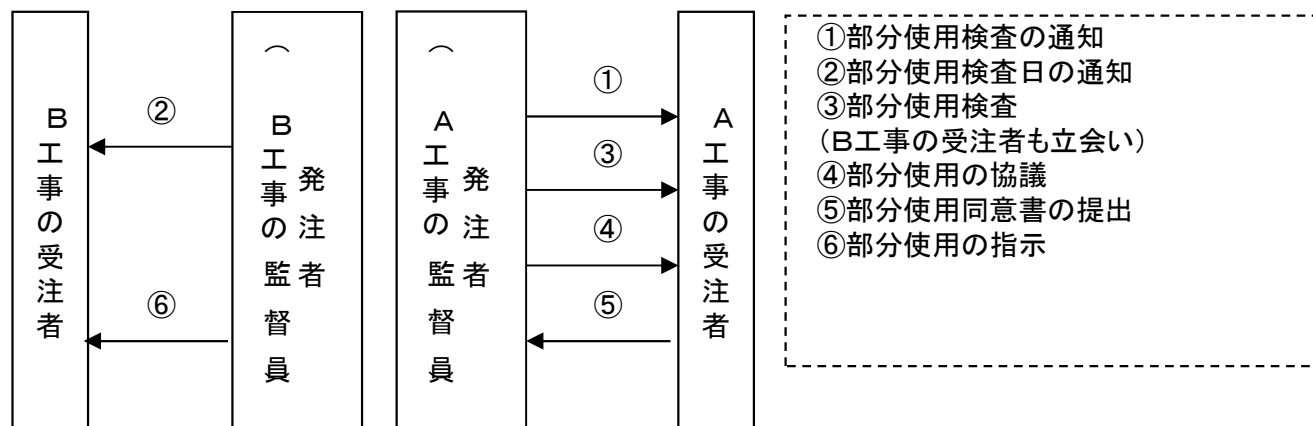


# V. 契約変更(21) —その他の受発注者間の手続きについて—

(2) A工事の工事目的物をB工事が使用する場合で、両工事の監督員が異なる場合

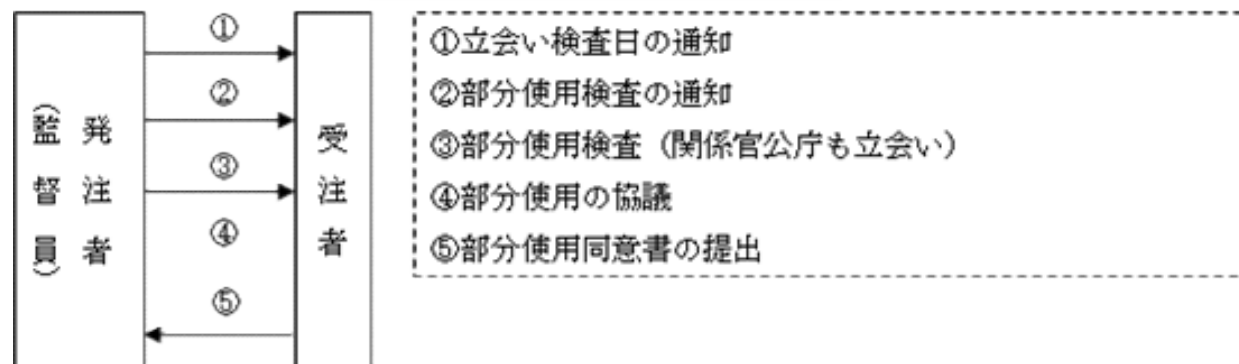
GL-P37~38参照

《部分使用の流れ》



(3) 当該工事の工事目的物を一般に供用する場合で、供用後の工事目的物を関係官公庁へ仮移管等を行う場合。

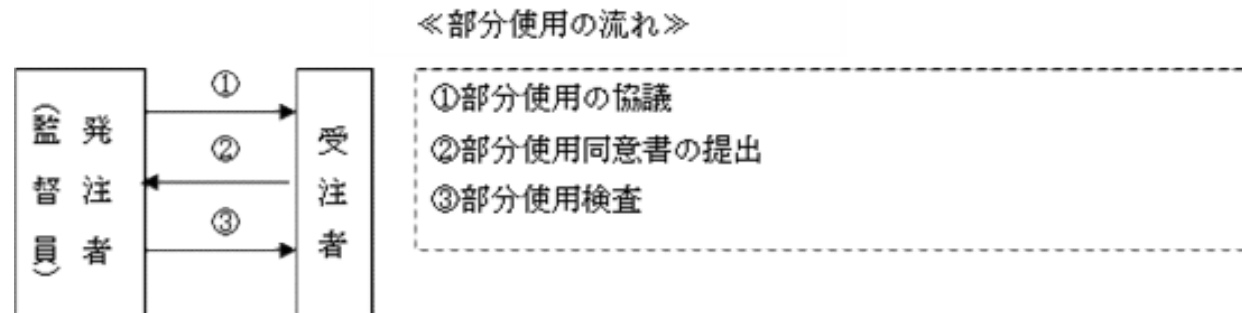
《部分使用の流れ》



# V. 契約変更(21) —その他の受発注者間の手続きについて—

GL-P37～38参照

(4) 供用中の高速道路において当該工事の工事目的物を一般に供用する場合で、供用後の工事目的物の管理を当社が行う場合。



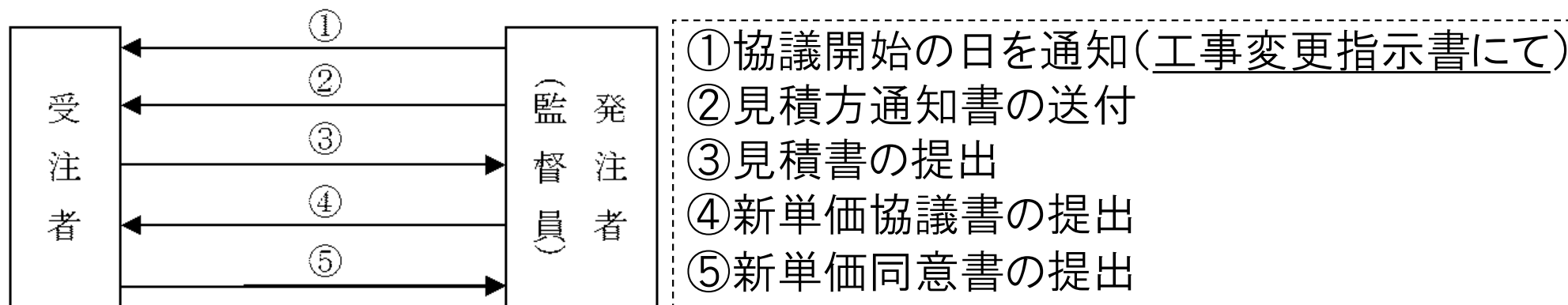
# VI. 工期・請負代金額の変更方法(1)・・・新単価

## ◇新単価協議の手続き

工法変更指示書には**新単価協議開始日**を記載し受発注者間で確認

### ガイドライン記載内容

GL-P39参照



**※ 工事変更指示書の新単価協議開始日を記載する際は、受発注者間で確認を行い、合意のうえで協議開始日を設定するものとする。**

# VI. 工期・請負代金額の変更方法(2)・・・新単価

## ◇新単価の算出方法

新単価算出ケースは4ケース

▣単価の内容を確認し適切なケースで算出することが重要

### ▣ガイドライン記載内容

GL-P41参照

新単価ケース	算出式
新単価ケースA 時価を基礎として定める単価	$P = P_0 \times C$ または $P = P_0 \times C1$ 「C」と「C1」の取扱いは以下によるものとする。 新単価ケースAにおける「C」の取扱いについて $C \geq C1$ の場合は、Cの値を採用するものとする $C < C1$ の場合は、C1の値を採用するものとする。
新単価ケースB 単価表の単価[当初積算時の価格]を基礎として定める	$P = Pa \times Pb_0 / Pb$
新単価ケースC 時価を基礎として定める単価	$P = P_0$ ※落札率を乗じない
新単価ケースD 時価を基礎として定める単価	$P = P_0$ ※落札率を乗じない

# VI. 工期・請負代金額の変更方法(3) ……新単価

GL-P40~41参照

## <用語の解説>

- P: **新単価の発注者設計単価**
- P<sub>0</sub>: **指示時点**の積算基準、単価ファイル単価、物価資料等及び見積等により定めた発注者設計単価
- Pa: **当初積算時点**の積算基準、単価ファイル単価、物価資料等及び見積等により定めた発注者設計単価
- Pb: 代替の単価項目を設定する基となる単価項目の**当初積算の発注者設計単価**
- Pb<sub>0</sub>: 代替の単価項目を設定する基となる単価項目の**当初契約単価**
- C: **共通仕様書1-33-2で定める、時価を基礎とする場合の落札率**

### ・ケースAの場合

C = 当初契約書の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額 / 当初積算時の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額 [Cは少数第4位(小数第5位を四捨五入)とする。] Cが1.0を超過する場合は1.0とする

### ・ケースC及びケースDの場合

**落札率を乗じない**

- C1: 「工事における低入札価格調査(要領)」に定める調査基準価格の直接工事費の算定に用いる値



# VI. 工期・請負代金額の変更方法(4)・・・新単価

\*1「単価表によることが不適當」とは、既契約単価で支払うことが不適當な場合もしくは対象となる単価項目が存在しない場合をいう。

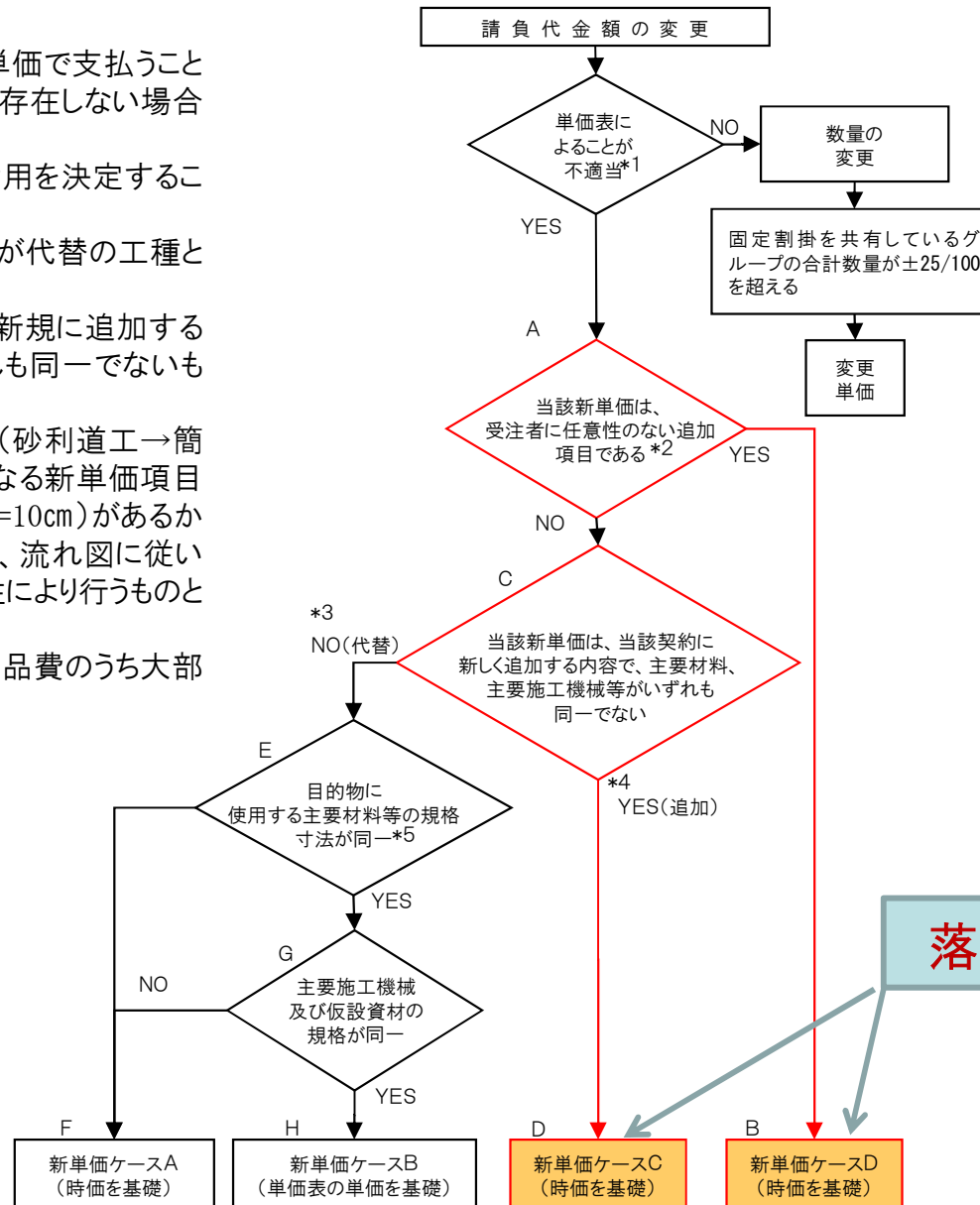
\*2「任意性がない」とは、受注者の意思により費用を決定することができない場合をいう。

\*3「代替」とは、当該契約に含まれる工事内容が代替の工種として施工される場合をいう。

\*4「追加」とは、当該契約に全くなかったものを新規に追加する場合で、主要材料、主要施工機械等がいずれも同一でないものをいう。

注)代替及び追加の判断は、当該工種の変更(砂利道工→簡易舗装工t=15cm)単独で行うのではなく代替となる新単価項目に対して、当該契約に類似項目(簡易舗装工t=10cm)があるかを含め行うものとする。新単価ケースの判断は、流れ図に従い積算上の主要材料、主要施工機械等の同一性により行うものとする。

\*5「主要材料等」とは、当該単価の材料及び製品費のうち大部分を占める材料及び製品をいう。



# VI. 工期・請負代金額の変更方法(5)・・・変更単価

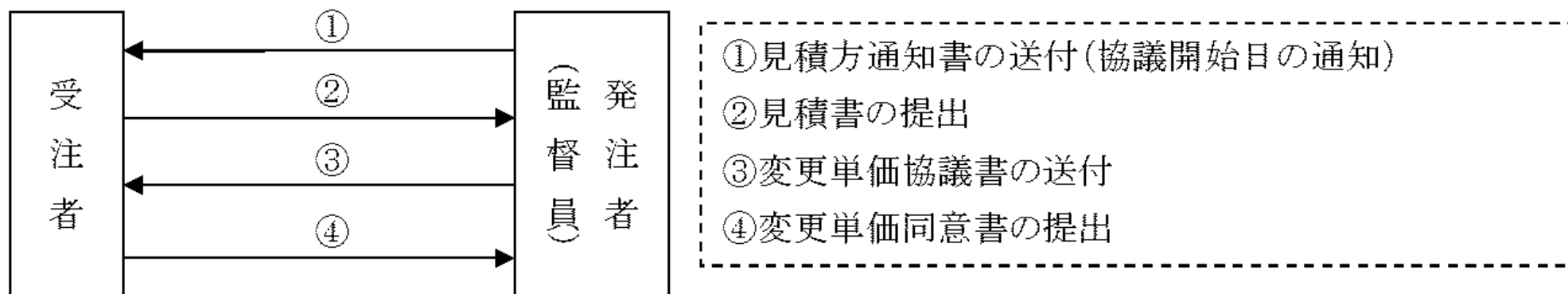
## ◇変更単価協議

最終数量において各固定割掛項目の費用を割掛けた単価表の項目の合計数量が、契約当初の当該割掛項目の費用を割掛けた単価表の項目の合計数量に対し100分の25を超えて増減した場合に実施

ガイドライン記載内容

GL-P45参照

### 変更単価協議の流れ



# VI. 工期・請負代金額の変更方法(6)・・・諸経費

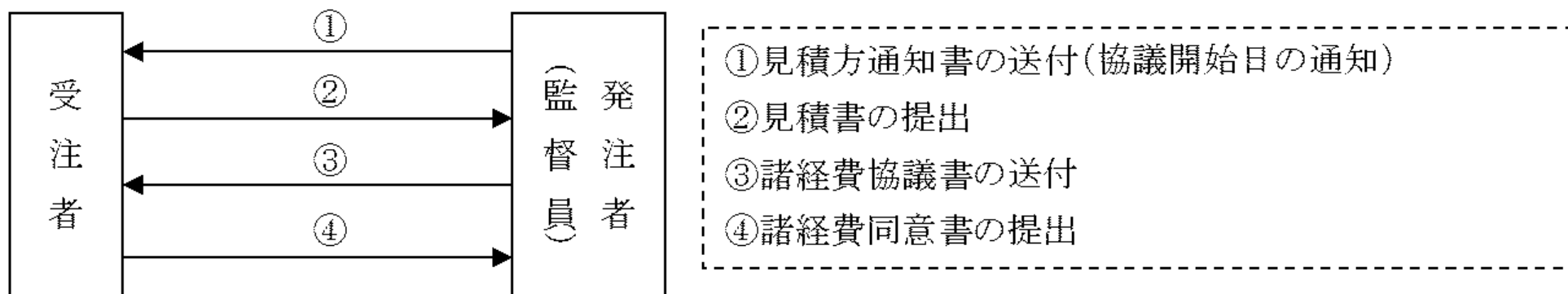
## ◇諸経費の協議

契約変更時において諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額に増減が生じた場合は、監督員と受注者が協議して諸経費の変更額を定める

### ガイドライン記載内容

GL-P46参照

### 諸経費協議の流れ



# VI. 工期・請負代金額の変更方法(7)・・・スライド額

## ◇スライド額の協議手続き

スライド額の協議は、最終設計変更時に実施

### ガイドライン記載内容

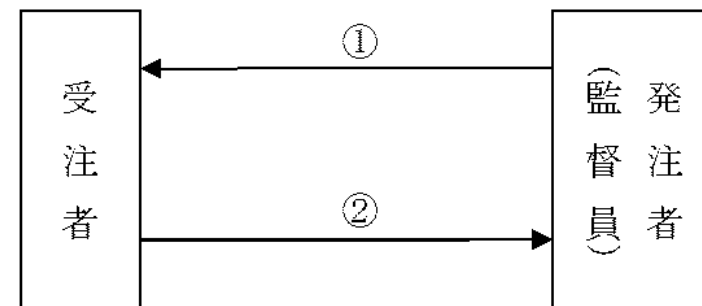
GL-P49参照

#### ①発注者から請求又は 受発注者双方より請求があった場合



- ①見積方通知書の送付(協議開始日の通知)
- ②見積書の提出
- ③スライド額協議書の送付
- ④スライド額同意書の提出

#### ②発注者から請求を行った場合



- ①スライド額協議書の送付(協議開始日の通知)
- ②スライド額同意書の提出

# VI. 工期・請負代金額の変更方法(8) ……一時中止

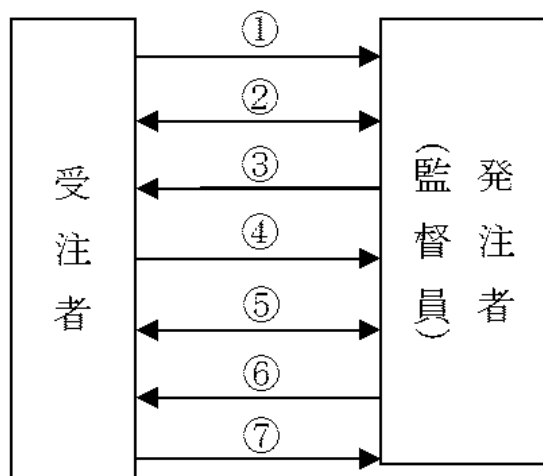
## ◇工事一時中止に伴う増加費用の協議手続き

増加費用の協議は、受注者から請求があった場合に実施するもので、一時中止期間中の、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小又は再開に要する費用が対象(工期延期に伴う増加費用ではない)  
増加費用の算定には落札率は考慮しない

### 主な改訂内容

GL-P52参照

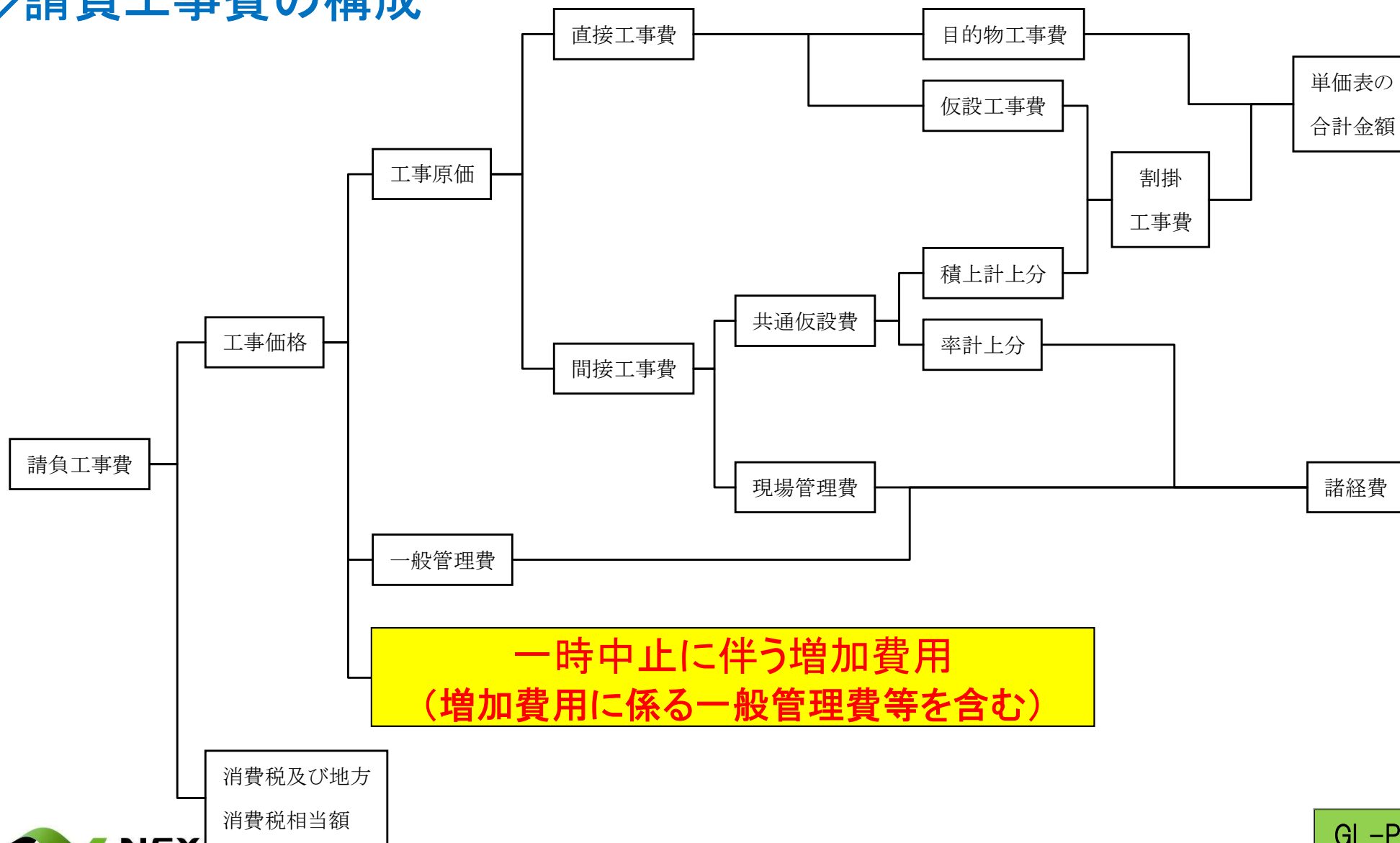
### 一時中止に伴う増加費用の協議の流れ



- ①増加費用協議書の提出(増加費用に係る一般管理費を含まない額)
- ②増加費用の協議(増加費用に係る一般管理費を含まない額)
- ③見積方通知書の送付(協議開始日の通知)
- ④見積書の提出(増加費用に係る一般管理費を含む額)
- ⑤増加費用の協議(増加費用に係る一般管理費を含む額)
- ⑥増加費用協議書の送付(増加費用に係る一般管理費を含む額)
- ⑦同意書の提出

# VI. 工期・請負代金額の変更方法(8) ……一時中止

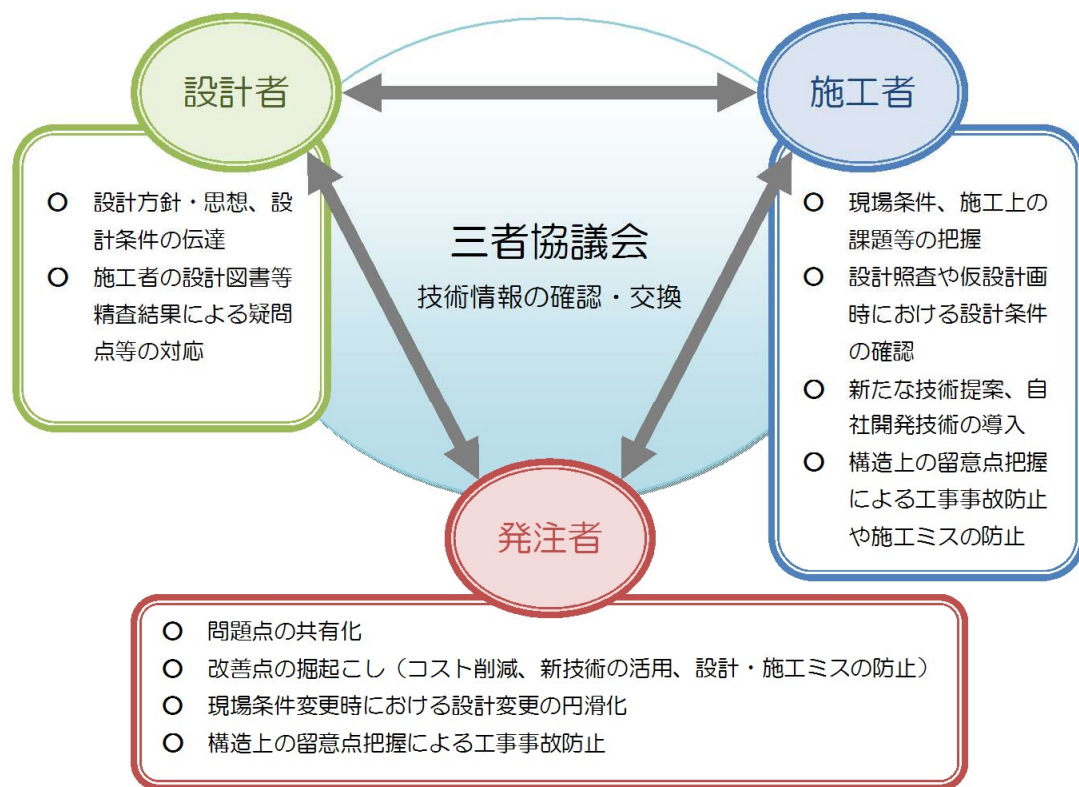
## ◇請負工事費の構成



# VII. 受発注者間のコミュニケーション(1)

## ◇三者協議会

3者協議会とは、**工事施工の円滑化と工事目的物の品質確保**を目的として、工事着手前の段階において、当該工事の施工業者、設計者、発注者の三者による「**三者協議会**」を実施し、設計図書と現場の整合確認、設計思想の伝達及び情報共有を行うもの。



**三者協議会の開催は有効**



対象工事は  
発注者による選択から  
原則、**全ての工事で開催に改訂**



GL-P58参照

## VII. 受発注者間のコミュニケーション(2)

### ◇ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンスとは、受発注者間における質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答することにより、現場の手待ち時間を解消するための取組み。

即日回答が困難な場合は、回答期限を設けるなど何らかの回答を「その日のうち」にするもの。



NEXCO東日本では積極的に取組みを推進